

## 「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対するアンケートご回答

【提出先】（郵 送） 〒514-8570 津市広明町13  
三重県議会事務局 企画法務課  
（ファクシミリ） 059-229-1931  
（電子メール） gikaik@pref.mie.jp

【締 切】 平成29年〇〇月〇〇日(〇)17:15 必着

お名前	
住所	
連絡先（電話番号等）	

三重県議会では、平成26年5月に、議員定数を51人から45人へ変更することなどを内容とする「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（以下「条例」という。）」の改正を行い、平成27年5月1日以降の一般選挙（現時点では平成31年4月に任期満了を迎える県議会議員の選挙）から適用することとしました。

なお、条例の改正に際し、国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、引き続き1票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていく必要があること等が、条例改正時の附帯事項として申し添えられていること等を踏まえ、平成28年5月に選挙区調査特別委員会を設置し、改めて、三重県議会議員の定数及び選挙区について調査を行ってきました。

今回、これまでの検討経過を県民の皆さんにお示しし、幅広いご意見等をこれからの議論の参考にさせていただきたいと考え、三重県議会議員の定数及び選挙区に関するアンケートを実施いたします。

### 【ご意見】

1. 平成31年4月の県議会議員選挙は、資料1-1現行条例(定数45人)で実施すべきと思われますか？

A はい（4. の設問にお進みください）

B いいえ（2. の設問にお進みください）

2. 平成31年4月の県議会議員選挙は、資料1-2平成29年5月15日に委員会に諮られた見直し案(定数49人)で実施すべきと思われますか？

A はい (4. の設問にお進みください)

B いいえ (3. の設問にお進みください)

3. 平成31年4月の県議会議員選挙は、どのような定数・選挙区で行われるのがいいと思われますか？

下段に、ご意見をご記入ください。ご記入後、4. の設問にお進みください。

4. 平成31年4月の県議会議員選挙に限らず、定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方について、ご意見がありましたら下段にご記入ください。

※用紙が不足する場合は適宜追加してください。